

資料６ のれんの減損処理－専門委員会資料

【論点４（のれんを非償却とする場合の追加検討）】のれんの減損処理の取扱い

＜検討事項＞

のれんの償却を見直すかどうかの検討にあたり、のれんの減損処理の取扱いについて追加検討する。（「企業結合会計の見直しに関する論点の整理」97 項）仮にのれんを非償却とする場合には、のれんの減損処理の取扱いについても追加検討する必要がある。

＜「企業結合会計の見直しに関する論点の整理」今後の方向性＞

106. のれんの償却について、今後、我が国における会計基準を見直すかどうかの検討にあたっては、我が国の減損会計基準について、次のような論点についても並行的に検討すべきものと考えられる。
- (1) 減損の兆候があるときに行う減損損失の認識の判定（減損テスト）は、より頻度を上げるために、国際的な会計基準と同様に、**減損の兆候がある場合に加えて、毎年、減損テストを行う取扱いとするかどうか¹**。
 - (2) 現在、我が国の減損会計基準では、資金生成単位にのれんの簿価を配分する方法も認められる取扱いとなっているが、のれんの減損は、のれんを含む、より大きな単位で判定を行うことを原則とするのではなく、より減損テストをきめ細かく行うために、IAS第36号と同様に、**資金生成単位にのれんの帳簿価額を配分する方法を原則とする取扱いとするかどうか²**。

＜論点整理に対する主なコメント＞

- (1) 作成者の負荷への配慮について
 - のれんの減損テストは毎年ではなく減損の兆候がある場合に限定すること、会計基準改正前に行われた企業結合に伴い発生したのれんの取扱いについては遡及的な処理を行わない等、実務への配慮も併せて検討いただきたい。暖簾の減損損失の測定方法は米国会計基準に比べ、国際会計基準の方が実務負荷が低いと思われ、本邦会計基準を検討する際に考慮すべき点であると思料する。暖簾の暗示された公正価値（implied fair value）を求めるのは実務負荷が非常に高い。

¹ IAS 第 36 号では、耐用年数を確定できない無形資産やのれんは償却されることがなく、その帳簿価額が回収可能価額を超えていないことを保証するためのこれらの資産の減損の検討への依存度がさらに高くならざるを得ないため、減損の兆候がある場合に加えて、さらに年次の減損テストを求めたとしている。

² このような取扱いとした場合には、共用資産について、引き続き、より大きな単位での判定を原則とすることでよいのかも検討することが考えられる。

- 減損テストの在り方については、十分な検討が必要であると考えている。毎年
の減損テストの実施は、財務諸表作成者に過度の負担を強いると考えており、
企業結合時に想定している状況を大きく逸脱していない等の状況であれば、減
損テストは不要であると考ええる。
- (2) 減損会計基準の見直しについて
- 我が国の減損会計基準では、のれんを含む、より大きな単位で減損テストを行
うことを原則としているため、きめ細かな減損テストを行うことは困難である
と考える。より有用な情報提供するためには、よりきめ細かく減損テストを行
うことができるよう、減損会計基準を見直し、資金生成単位にのれんの帳簿価
額を配分する方法を原則とすることが必要である。
 - 昨今の非常に速い事業環境の変化の下では、既に計上済みののれんから巨額の
減損が発生する危険性は高く、のれんの償却を止める場合、同時に減損テスト
の頻度を増やすことは、こういった危険性への対応策となるであろう。また、減
損テストの頻度をIFRSに合わせれば、財務諸表の国際的な比較可能性も向上す
ると考えられる。
 - 「のれん」を非償却とする場合には、毎期の減損テストを要請すべきであるが、
償却する場合には、現状のように減損の兆候がある場合に、減損テストを要請
する方法が費用対効果の観点から合理的であると考ええる。
- (3) 合理的に配分できない場合について
- IAS第36号と同様に、資金生成単位又は資金生成単位グループに「のれん」を配
分して減損の判定を行うことを原則するのであれば、合理的に配分できない場
合の取扱い（「のれん」を含むより大きな単位での判定を行うことを認めること
等の容認規定）を明確に定めるべきであると考ええる。

我が国の会計基準と国際的な会計基準との異同（企業結合論点整理 105 項）

のれんの減損処理の取扱いについて、我が国の会計基準と国際的な会計基準との間には、それぞれ差異がみられる。

	我が国の会計基準における取扱い	国際財務報告基準における取扱い	米国会計基準における取扱い
のれんをさらに分割するか否か	のれんを含む、より大きな単位での判定が原則。 資金生成単位にのれんの簿価を配分する方法も認められる。	資金生成単位にのれんの簿価を配分する方法が原則。 できない場合に、結果として、のれんが関連するが配分できないような、多くの資金生成単位から構成される場合がある。	まず、のれんを含む、より大きな単位での判定を行う。
減損損失の認識の判定(減損テスト)	のれんを含む、より大きな単位において、のれんを含まない各資産グループにおいて算定された減損損失控除前の簿価にのれんの簿価を加えた金額と、割引前将来キャッシュ・フローの総額とを比較する。	各資産グループの帳簿価額にのれんの帳簿価額を配分した額を加えた金額と、回収可能価額とを比較する。	報告単位の公正価値と、のれんを含むその簿価とを比較する。 さらに、報告単位におけるのれんの暗示された公正価値を、そののれんの帳簿価額と比較する。
減損テストの頻度	減損の兆候がある場合	毎年+減損の兆候がある場合	同 左
減損損失の測定	のれんを含まない各資産グループにおいて算定された減損損失控除前の帳簿価額にのれんの帳簿価額を加えた金額を、より大きな単位の回収可能価額まで減額し、差額を減損損失として認識する。 のれんを加えることによって算定される減損損失の増加額は、原則としてのれんに配分する。	のれんを含む資金生成単位の帳簿価額と回収可能価額との差額を減損損失として認識する。 まず、最初に、当該単位に配分されたのれんの帳簿価額を減額する。	報告単位ののれんについて、その帳簿価額が暗示された公正価値を超える場合には、当該超過額を減損損失として認識する。 なお、認識する損失は、のれんの帳簿価額を超えないとされている。

	我が国の会計基準に おける取扱い	国際財務報告基準に おける取扱い	米国会計基準に おける取扱い
減損損失 の戻入れ	認められない。	同 左	同 左

<公開草案に向けての考え方（案）>

【検討事項①－全般事項】

仮にのれんを非償却とする場合に、我が国における減損会計基準を見直す必要があるかどうか。

1案：我が国の減損会計基準について、必要な部分を見直すべきである。

（理由）

- ✓ IAS 第 36 号では、耐用年数を確定できない無形資産やのれんは償却されることがないため、その帳簿価額が回収可能価額を超えていないことを確実にする（ensure）ためには、これらの資産の減損の検討への依存度がさらに高くならざるを得ないと考えられている。国際的な会計基準とのコンバージェンスの観点から、仮にのれんを非償却とするのであれば、それと対の概念であるのれんの減損についても、よりきめ細やかな減損処理を行えるよう手当てをする必要がある。
- ✓ 減損会計基準意見書四 2. (8)⑤において、企業結合会計に関する審議との関係として、「このようなのれんの取扱いは、現行の会計制度において、のれんが資産計上され、一定の期間で償却される場合を前提としている。当審議会での第一部会では、企業結合に係る会計処理も検討の対象に含まれている。したがって、企業結合会計に係る会計基準の設定に際し、減損の兆候、資産のグルーピング、回収可能価額の算定等について、別途の検討を行う必要性が生ずる場合がある。」との記載がある。したがって、のれんの償却という前提に変更が生じたならば、現行の減損会計基準についても必要な部分を見直すべきである。

なお、固定資産の減損については、2006年2月のIASBとFASBの覚書（MoU）において短期10項目の1つに列挙されていたが、両審議会の間では議論が開始されていないため、我が国においても議論を進められていない状況にある³。このような状況の下では、仮にのれんが非償却とされる場合であっても、のれん及びこれに関連する部分についての手当てを行えば足り、既存の減損会計基準の体系まで大きく変える必要性は乏しいと考えられる。

³ したがって、この資料ではIFRSとのコンバージェンスを念頭に置いている。

2案：我が国の減損会計基準を踏襲し、見直す必要はない。

（理由）

- ✓ 我が国の減損会計基準は、既に体系的に整理されているものであるため、当該会計基準に基づく会計処理を行ったとしても、少なくとも資産があるべき価値より過大に評価されるリスクは回避しうると考えられる。
- ✓ 我が国の減損会計基準は、固定資産を対象に適用するとされており、また減損の適用に関して、土地などのような非償却性資産に対する追加的な定めは設けていない⁴。したがって、仮にのれんが非償却とされたとしても、土地等と同様の整理をすれば足り、のれんのみを追加的に手当てする必要はない。

（派生論点）

- ✓ 耐用年数を確定できない無形資産について、IAS 第 36 号の減損の考え方を取り入れるべきかどうか。
（→この論点については、場合によっては無形資産専門委員会とも共同で検討することとなる。）
- ✓ 関連会社の減損処理
（→持分法の適用において、投資会社の投資日における投資と、これに対応する持分法適用会社の資本との差額（「持分法適用会社に関するのれん」）は、関連会社株式などの投資に含められ、連結子会社に関するのれんと同様に処理されている。）

【検討事項②－減損損失の認識の判定（減損テストの頻度）】

減損の兆候があるときに行う減損損失の認識の判定（減損テスト）は、より頻度を上げるために、国際的な会計基準と同様に、のれんについては減損の兆候がある場合に加えて、毎年、減損テストを行う取扱いとするかどうか。

1案：IAS 第 36 号と同様に、減損の兆候がある場合に加えて、毎年減損テストを実施する。

（理由）

- ✓ IAS 第 36 号では、耐用年数を確定できない無形資産やのれんは償却されることがないため、その帳簿価額が回収可能価額を超えていないことを確実にするためには、これらの資産の減損の検討への依存度がさらに高くならざるを得ないことから、減損の兆候がある場合に加えて、さらに年次の減損テストを求めたとされている。仮に、我が国においてのれんが非償却とされるのであれば、IFRS と同様、よりきめ細やかな減損処理を行うために、減損テストの頻度を上げる必要がある。
- ✓ 企業結合論点整理に寄せられたコメントの中には、「昨今の非常に速い事業環境の変

⁴ 「土地の再評価に関する法律」について減損処理を行った場合の土地再評価差額金の取扱いといった定めはある。

化の下では、既に計上済みののれんから巨額の減損が発生する危険性は高く、仮に我が国においてのれんが非償却とされる場合に、同時に減損テストの頻度を増やすことは、こういった危険性への対応策となると考えられる。」という意見もあり、減損テストの頻度を上げることに賛成という意見もある。

- ✓ 毎年の減損テストの実施に伴う財務諸表作成者側の負担については、一定の場合には、前期以前に実施した減損テストの結果を用いることができるなどの定めを設けることによってある程度軽減することが可能と考えられる（IAS第36号99項参照⁵）。

2案：減損テストの頻度は、減損の兆候がある場合のみで足り、毎年実施する必要はない。（理由）

- ✓ 減損の兆候がある場合に、減損テストを実施すれば、少なくとも当該資産があるべき価値より過大に評価されるリスクは回避しうると考えられる。
- ✓ 毎年の減損テストの実施は、財務諸表作成者に過度の負担を強いる可能性がある。企業結合論点整理に寄せられたコメントの中には、「減損テストの在り方については、十分な検討が必要であると考えている。毎年の減損テストの実施は、財務諸表作成者に過度の負担を強いると考えており、企業結合時に想定している状況を大きく逸脱していない等の状況であれば、減損テストは不要であるとする。」という意見もある。（⇒一定の場合には、減損テストを省略できるなどの定めを設けることで、**1案**を採用することも可能か。）

【検討事項③－減損損失の認識の判定（減損テストの実施単位）】

我が国の減損会計基準では、一定の要件を満たす場合に、資産又は資産グループにのれんの簿価を配分する方法も認められる取扱いとなっているが、のれんの減損は、のれんを含む、より大きな単位で判定を行うことを原則とするのではなく、より減損テストをきめ細かく行うために、IAS第36号と同様に、資産グループ（資金生成単位又は資金生成単位グループ）にのれんの帳簿価額を配分する方法を原則とする取扱いとするかどうか。

なお、IAS第36号では、のれんが配分される資金生成単位又は資金生成単位グループは、のれんを内部管理目的で監視する最小の単位で、IFRS第8号「事業セグメント」に従って

⁵ IAS第36号99項では、以下の3つの要件の充足を条件として、前期以前に実施した減損テストの詳細な計算は、当期における当該資金生成単位の減損テストに用いることができるとされている。

1. 当該資金生成単位を構成する資産及び負債が、直近の回収可能価額の計算の時点から、著しく変化していないこと
2. 直近の回収可能価額の計算の結果、当該資金生成単位の回収可能価額が帳簿価額に比して相当程度大きいこと
3. 直近の回収可能価額の計算時点以降に発生した事象及び変化のあった状況の変化を分析した結果、当該資金生成単位についての現在の回収可能価額が現在の帳簿価額を下回る可能性が極めて低いこと

決定された事業セグメントより大きいものであってはならないとされている。

1 案：資産グループ（資金生成単位又は資金生成単位グループ）にのれんの帳簿価額を配分する方法を原則とする。

（理由）

- ✓ 企業結合論点整理に寄せられたコメントの中には、「我が国の減損会計基準では、のれんを含む、より大きな単位で減損テストを行うことを原則としているため、きめ細かな減損テストを行うことは困難であると考え。より有用な情報提供するためには、よりきめ細かく減損テストを行うことができるよう、減損会計基準を見直し、資金生成単位にのれんの帳簿価額を配分する方法を原則とすることが必要である。」という意見もある。
- ✓ IAS 第 36 号では、「企業結合により、取得企業の取得以前に存在していた資金生成単位のすべての価値が上がる時、当該企業結合で取得されたのれんは、企業全体を対象にして、減損テストを行うべきであるという考え方もあるかもしれないが、このような考え方は必ずしも正しくはない。むしろ、のれんの減損について判定される単位と、企業がその営業活動を管理する内部報告の単位（通常はのれんの配分単位と整合する）の間には、十分な関連があるはずであると考えられる。したがって、のれんは、企業の営業活動における単位のレベルと、その営業活動体を支える資産に関する情報が内部報告上、提供される単位のレベルで減損テストが行われることが重要である」と考えられている。（IAS 第 36 号 BC139 項及び BC146 項）

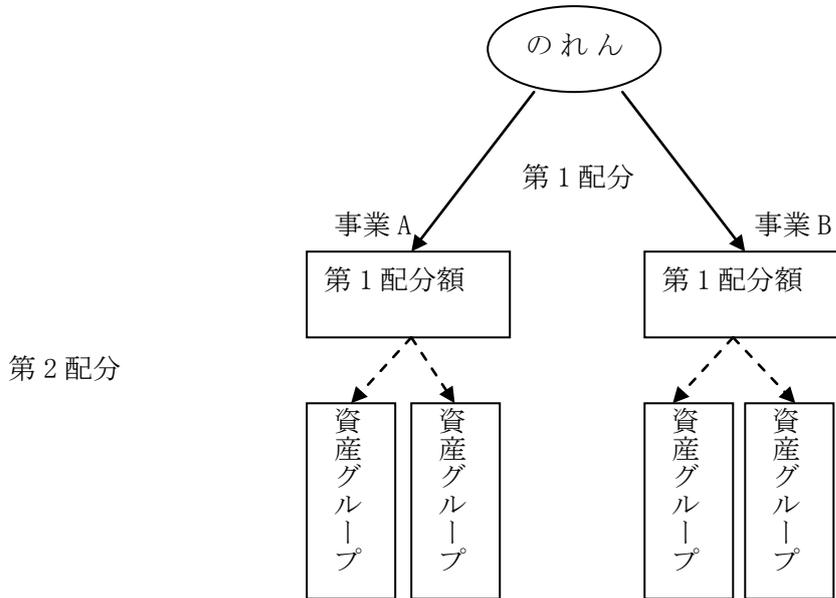
2 案：現行の減損会計基準を踏襲する。

（理由）

- ✓ 現行の我が国の減損会計基準でも記載されているとおり、「共用資産と同様に、一般に、のれんの帳簿価額を合理的な基準で各資産グループに配分することは困難であると考えられる」（減損適用指針 132 項）。したがって、実務を踏まえると、のれんの帳簿価額の配分は、現行の減損会計基準と同様に「のれんの帳簿価額を各資産グループに配分して管理会計を行っている場合や、各資産グループの将来キャッシュ・フローの生成に密接に関連し、その寄与する度合いとの間に強い相関関係を持つ合理的な配賦基準が存在する場合」といった特定の場合に限定するべきであると考えられる。

【参考】我が国の会計基準におけるのれんに係る減損判定のイメージ

【イメージ図】



【考え方】

- ① のれんが認識された取引において取得された事業の単位に応じて、のれんが認識された事業の取得時における時価の比率に基づいて行う方法その他合理的な基準により分割する。この場合の事業の単位は、取得の対価が概ね独立して決定され、かつ取得後も内部管理上独立した業績報告が行われる単位とする。（前文四 2(8)①、注解注 9, 10 参照） [図 第1配分]
 のれんは、それ自体では独立したキャッシュ・フローを生まないことから、分割されたそれぞれののれんに減損の兆候がある場合に、減損損失を認識するかどうかの判定は、共用資産と同様に、のれんが帰属する事業に関連する複数の資産グループにのれんを加えた、より大きな単位で行う。（原則的な方法：前文 四 2(8)② 参照）
- ② ただし、のれんの帳簿価額を関連する資産グループに合理的な基準で配分することができる場合には、のれんの帳簿価額を各資産グループに配分したうえで減損損失を認識するかどうかを判定することができる。この場合には、のれんに減損の兆候があるかどうかにかかわらず、その帳簿価額を各資産グループに配分することとなる。（選択的な方法：前文 四 2(8)② 参照） [図 第2配分]
- ③ 共用資産と同様に、選択の継続性は必要であると考えられる。

【検討事項④－減損損失の認識・測定】

我が国の会計基準では、減損損失の認識は、回収可能価額の見積りを実施する前に、割引前キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較し、割引前キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として測定するという２段階方式を採る。一方、IAS 第 36 号では、減損の兆候が存在する場合には、資産の帳簿価額がその回収可能価額を上回る金額を減損損失として認識・測定するという１段階方式を採る。

減損損失を、早期（かつきめ細やか）に認識・測定するために、IAS 第 36 号と同様、のれんが配分されている資産グループについては、１段階方式を採るべきかどうか。

1案：のれんが配分されている資産グループについては、１段階方式を採用する。

（理由）

- ✓ 国際的な会計基準とのコンバージェンスの観点から、仮にのれんを非償却とするのであれば、それと対の概念であるのれんの減損についても、IAS 第 36 号と同様、より早期に、かつきめ細やかに減損損失を認識・測定するべきである。

2案：現行の減損会計基準を踏襲し、すべての対象資産について、２段階方式を採用する。

（理由）

- ✓ 減損損失の測定は、将来キャッシュ・フローの見積りに大きく依存するため、将来キャッシュ・フローが約定されている場合の金融資産とは異なり、測定が主観的にならざるを得ない。したがって、その点を考慮すると、減損の存在が相当程度に確実な場合に限って減損損失を認識することが適当であると考えられる。（減損会計基準意見書四 2. (2)①参照）
- ✓ のれんについてのみ 1 段階方式を採用した場合、資産グループを構成するのれん以外の他の資産の認識・測定について、1 段階方式と 2 段階方式が混在することとなり、会計処理の一貫性に欠ける。
- ✓ 減損会計の考え方は、単に期末の簿価を将来の回収可能性に照らして見直すものではない。
- ✓ ビッグバスによる恣意的な操作を回避することができる。

【派生論点－のれんと共用資産（又は全社資産）の関係】

我が国の会計基準においては、のれんと共用資産は、それ自体が独立してキャッシュ・フローを生み出すことができるか否かという点で相違するが、複数の資産又は資産グループの将来キャッシュ・フローの生成に寄与する資産であるという点では共通するため、減損の認識・測定の手順については、事業単位別に分割するかという手順の有無を除き、共通している。

仮にのれんを非償却とし、のれんの減損の取扱いを変更する場合、類似する性質を有する共用資産についても同様に取扱いを変更すべきか。

1案：共用資産の減損の取扱いについては見直さない。

（理由）

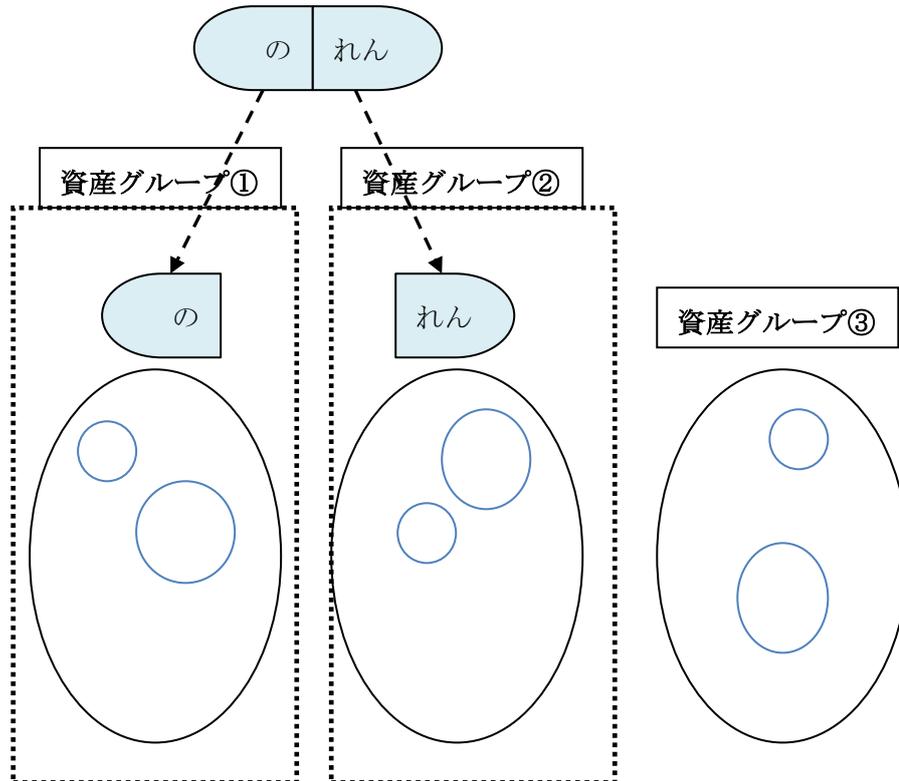
- ✓ のれんと共用資産は、複数の資産又は資産グループの将来キャッシュ・フローの生成に寄与するという点では類似するものの、前者ののれんは差額概念であり、それ自体で独立したキャッシュ・フローを生み出すものではないため、共用資産とは異なるものである。また、IAS 第 36 号においても、全社資産については、非償却資産ではないため、年次の減損テストが求められていない。したがって、のれんの償却・非償却の議論と直接関係させるべきではない。
- ✓ （共用資産は、非償却資産のみならず、償却資産をも含んだ概念であるため、共用資産の減損の取扱いを変更するとなれば、他の償却資産との整合性や減損の戻入等も見直す必要があり、影響が大きい。）

2案：共用資産の減損の取扱いについても併せて見直す。

（理由）

- ✓ のれんと共用資産とは、「共に複数の資産又は資産グループの将来キャッシュ・フローの生成に寄与する資産」として類似する性質をもつため、減損テストの実施単位等についても、のれんと同様の取扱いとするべきである。
- ✓ （論点整理においても、「のれんを非償却とし、IAS 第 36 号と同様に、資金生成単位にのれんの帳簿価額を配分する方法を原則とする取扱いをした場合には、共用資産について、引き続き、より大きな単位での判定を原則とすることでよいのかも検討することが考えられる。」とされている。）

〈検討事項④－減損損失の認識・測定で仮に1案を採用した場合の会計処理のイメージ〉



- **のれんが配分されている資産グループの取扱い（資産グループ①、②）**
 - ① のれんが含まれている資産グループ①、②については、減損テストを日本基準における減損の兆候に該当する場合に加え、毎年実施する。
 - ② 減損テストは、のれんの帳簿価額を配分した額を加えた資産グループ①、②のそれぞれの帳簿価額と回収可能価額を直接比較することにより行う。帳簿価額>回収可能価額の場合には、差額を減損損失として認識測定し、のれんに優先的に配分した上で、残額を帳簿価額に基づく比例配分等の合理的な方法により、当該資産グループの各構成単位に配分する。

- **のれんが配分されていない資産グループの取扱い（資産グループ③）**
 - ① 日本基準における減損の兆候に該当する場合のみ、減損テストを実施する。
 - ② 減損テストは、まず資産グループの帳簿価額と割引前キャッシュ・フローの総額を比較し、帳簿価額>割引前キャッシュ・フローの場合のみ、減損損失を認識する。
 - ③ 減損損失を認識すべきであると判定された資産グループについては、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として測定する。
 - ④ 資産グループについて認識された減損損失は、帳簿価額に基づいて比例配分する方法のほか、各構成単位の時価を考慮した配分等合理的であると認められる方法により、当該資産グループの各構成単位に配分する。